

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月6日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 井関 貴史

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算 出 基 礎 等			
1 政務活動費	270,000	@270000円	×	1ヶ月	= 270,000 円
1 政務活動費	3,300,000	@300000円	×	11ヶ月	= 3,300,000 円
1 政務活動費			×		= 円
2 その他					
収入合計	3,570,000				

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費	46,620	46,620	研修会参加費
要 請・陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	18,756	18,756	書籍代
広 報・広 聴 費	246,319	246,319	市政報告案内・チラシの印刷
人 件 費	1,608,115	1,608,115	事務員の雇用
事 務・事 務 所 費	1,352,483	1,352,483	事務所の借上げ・備品代等
支 出 合 計	3,272,293	3,272,293	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【資料購入費】 書籍購入	7/1～3/27	市政に関連する事柄の調査研究を行うため、書籍を購入した。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する相談対応や調査研究、市政活動に関する事務作業を行うため、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所の賃貸	4/1～3/31	市政に関する相談対応や調査研究、市政活動に関する事務作業を行うため、堺区南三国ヶ丘町において事務所を借り上げた。
【研修費】 研修会への参加	7/1～9/30	市政活動の向上のため、研修会へ参加した。
【広報・広聴費】	3/2～3/31	市政報告会案内文・チラシの印刷費、

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4月1日	4-1		880	-880	ダスキン モップ レンタル料4月分①	⑨	
4月2日	4-2		61,250	-62,130	3月分 █████ 給料	⑧	
4月3日	4-3		66,200	-128,330	3月分 █████ 給料	⑧	
4月8日	4-4		3,080	-131,410	事務所ごみ処理代 3月分	⑨	
4月10日		810,000		678,590	政務活動費 受け入れ4月～6月分		
4月25日	4-5		64,000	614,590	事務所賃貸料 5月分	⑨	
4月28日	4-6		9,030	605,560	固定電話・インターネット使用料 3月分	⑨	
4月28日	4-7		5,147	600,413	事務所 電気代 3月分	⑨	
4月28日	4-8		2,624	597,789	楽天モバイル 2月分	⑨	
4月28日	4-9		340	597,449	Amazon 事務所用 乾電池 単4形 8本セット	⑨	
4月30日	4-10		880	596,569	ダスキン モップ レンタル料4月分②	⑨	
月計		810,000	213,431	596,569			
累計		810,000	213,431	596,569			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

- 2 項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				596,569	前月繰越		
5月2日	5-1		58,283	538,286	4月分 ██████████ 給料	⑧	
5月2日	5-2		43,433	494,853	4月分 ██████████ 給料	⑧	
5月8日	5-3		3,080	491,773	事務所ごみ処理代 4月分	⑨	
5月9日		60,000		551,773	政務活動費 受け入れ		
5月23日	5-4		64,000	487,773	事務所賃貸料 6月分	⑨	
5月27日	5-5		9,023	478,750	固定電話・インターネット使用料 4月分	⑨	
5月27日	5-6		3,260	475,490	事務所 電気代 4月分	⑨	
5月27日	5-7		2,624	472,866	楽天モバイル 3月分	⑨	
5月27日	5-8		1,180	471,686	Amazon 事務所用 サントリー天然水ラベルレス20×9本	⑨	
5月27日	5-9		2,467	469,219	事務所 水道代	⑨	
5月27日	5-10		880	468,339	ガスキン モップレンタル料5月分	⑨	
月計		60,000	188,230	468,339			
累計		870,000	401,661	468,339			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				468,339	前月繰越		
6月3日	6-1		66,200	402,139	5月分 ██████████ 給料	⑧	
6月3日	6-2		63,333	338,806	5月分 ██████████ 給料	⑧	
6月9日	6-3		3,080	335,726	事務所ごみ処理代 5月分	⑨	
6月24日	6-4		880	334,846	ガスン モップレンタル料6月分	⑨	
6月25日	6-5		64,000	270,846	事務所賃貸料 7月分	⑨	
6月27日	6-6		9,184	261,662	固定電話・インターネット使用料 5月分	⑨	
6月27日	6-7		3,221	258,441	事務所 電気代 5月分	⑨	
6月27日	6-8		2,624	255,817	楽天モバイル 4月分	⑨	
6月27日	6-9		352	255,465	Amazon 事務所用 マモルーム虫よけパール	⑨	
6月27日	6-10		883	254,582	Amazon 事務所用 いろはす2L×8本	⑨	
6月27日	6-11		1,694	252,888	Amazon 事務所用 ペーパータオル	⑨	
6月27日	6-12		5,504	247,384	Amazon 事務所用 角丸裁断機	⑨	
6月27日	6-13		799	246,585	Amazon 事務所用 メジャー巻尺	⑨	
6月27日	6-14		3,439	243,146	Amazon 事務所用 USB-C充電ケーブル	⑨	
6月27日	6-15		528	242,618	油性ボールペン替芯	⑨	
6月27日	6-16		264	242,354	ボールペン	⑨	
月計		0	225,985	242,354			
累計		870,000	627,646	242,354			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

2 項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				242,354	前月繰越		
7月3日	7-1		72,283	170,071	6月分 █████ 給料	⑧	
7月3日	7-2		65,400	104,671	6月分 █████ 給料	⑧	
7月8日	7-3		3,080	101,591	事務所ごみ処理代 6月分	⑨	
7月10日		900,000		1,001,591			
7月22日	7-4		880	1,000,711	ガスン モップレンタル料7月分	⑨	
7月23日	7-5		480	1,000,231	教員研修見学 交通費	②	
7月24日	7-6		3,000	997,231	大阪大学基礎工学部公開講座	②	
7月24日	7-7		2,420	994,811	本 アメリカ最高峰大学の人気講座	⑥	
7月25日	7-8		64,000	930,811	事務所賃貸料 8月分	⑨	
7月28日	7-9		8,988	921,823	固定電話・インターネット使用料 6月分	⑨	
7月28日	7-10		2,839	918,984	事務所 電気代 6月分	⑨	
7月28日	7-11		2,624	916,360	楽天モバイル 5月分	⑨	
7月28日	7-12		528	915,832	害虫駆除スプレー (虫こないアース あみ戸 窓ガラス)	⑨	
7月28日	7-13		767	915,065	ミネラルウォーター ペットボトル 2リットル 9本	⑨	
7月28日	7-14		766	914,299	ミネラルウォーター ペットボトル 2リットル 9本	⑨	
7月28日	7-15		3,615	910,684	USB-C電源アダプタ	⑨	
7月28日	7-16		2,390	908,294	事務所 水道代	⑨	
7月29日	7-17		2,000	906,294	特別実務セミナー	②	
7月29日	7-18		2,420	903,874	交通費	②	
7月30日	7-19		2,420	901,454	交通費	②	
月計		900,000	240,900	901,454			
累計		1,770,000	868,546	901,454			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費○期分受入れ、○月分事

2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				901,454	前月繰越		
8月1日	8-1		72,400	829,054	7月分 █████ 給料	⑧	
8月1日	8-2		67,566	761,488	7月分 █████ 給料	⑧	
8月8日	8-3		3,080	758,408	事務所ごみ処理代 7月分	⑨	
8月19日	8-4		880	757,528	ガスシ ン モップ レンタル料8月分	⑨	
8月25日	8-5		64,000	693,528	事務所賃貸料 9月分	⑨	
8月27日	8-6		9,510	684,018	固定電話・インターネット使用料 7月分	⑨	
8月27日	8-7		6,863	677,155	事務所 電気代 7月分	⑨	
8月27日	8-8		2,624	674,531	楽天モバイル 6月分	⑨	
8月27日	8-9		7,830	666,701	アスケル コピー用紙43・コピー用紙A1×3冊・エプソン純正インク1パック・紙コップ1袋・ トイレトイレットペーパー・本製マドラー100本入り・ハンドソープ1冊・伊右衛門抹茶 入りインスタント	⑨	
月計		0	234,753	666,701			
累計		1,770,000	1,103,299	666,701			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				666,701	前月繰越		
9月1日	9-1		48,433	618,268	8月分 █████ 給料	⑧	
9月1日	9-2		46,466	571,802	8月分 █████ 給料	⑧	
9月8日	9-3		6,919	564,883	労働保険料	⑧	
9月8日	9-4		3,080	561,803	事務所ごみ処理代 8月分	⑨	
9月12日	9-5		36,300	525,503	行政管理オンライン講座 (一般社団法人日本経営協会)	②	
9月16日	9-6		880	524,623	ガスキン モップレンタル料9月分	⑨	
9月25日	9-7		64,000	460,623	事務所賃貸料 10月分	⑨	
9月27日	9-8		1,576	459,047	コーナン (スリッパ)	⑨	
9月29日	9-9		8,989	450,058	固定電話・インターネット使用料 8月分	⑨	
9月29日	9-10		8,049	442,009	事務所 電気代 8月分	⑨	
9月29日	9-11		2,625	439,384	楽天モバイル 7月分	⑨	
9月29日	9-12		2,390	436,994	事務所 水道代	⑨	
9月29日	9-13		2,714	434,280	ChatGPT Plus	⑨	
月計		0	232,421	434,280			
累計		1,770,000	1,335,720	434,280			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				434,280	前月繰越		
10月1日	10-1		24,000	410,280	賞与	⑧	
10月1日	10-2		24,000	386,280	賞与	⑧	
10月1日	10-3		69,066	317,214	9月分 給料	⑧	
10月1日	10-4		74,500	242,714	9月分 給料	⑧	
10月2日	10-5		308	242,406	事務所用 靴べら	⑨	
10月8日	10-6		3,080	239,326	事務所ごみ処理代 9月分	⑨	
10月10日		900,000		1,139,326	政務活動費 受け入れ10月～12月分		
10月20日	10-7		880	1,138,446	ダスキン モップレンタル料10月分	⑨	
10月24日	10-8		64,000	1,074,446	事務所賃貸料 11月分	⑨	
10月27日	10-9		9,017	1,065,429	固定電話・インターネット使用料 9月分	⑨	
10月27日	10-10		7,134	1,058,295	事務所 電気代 9月分	⑨	
10月27日	10-11		593	1,057,702	Amazon 事務所用 DVD-R CPRM録画用120分 10枚	⑨	
10月27日	10-12		2,625	1,055,077	楽天モバイル 8月分	⑨	
10月27日	10-13		5,299	1,049,778	アスクル ほこりとりフィルター換気扇用・エプソン純正インクカートリッジブラック・天然ハーブ虫よけパール・水201箱×9本入	⑨	
10月27日	10-14		4,588	1,045,190	アスクル 伊右衛門ペットボトル線茶195ml×6本・2セット・キッチン泡ハイター付替用・トイレトイレットペーパー1パック8ロール入り・ペーパータオル1セット200枚入×10個・ハンドソープ精替1個・紙コップホルダー4個入・水28×1箱9本入	⑨	
10月29日	10-15		6,811	1,038,379	産業廃棄物処理費	⑨	
月計		900,000	295,901	1,038,379			
累計		2,670,000	1,631,621	1,038,379			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費○期分受入れ、○月分事

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				1,038,379	前月繰越		
11月1日	11-1		88,940	949,439	10月分 █████ 給料	⑧	
11月1日	11-2		75,700	873,739	10月分 █████ 給料	⑧	
11月10日	11-3		3,080	870,659	事務所ごみ処理代 10月分	⑨	
11月17日	11-4		880	869,779	ダスキン モップレンタル料11月分	⑨	
11月25日	11-5		64,000	805,779	事務所賃貸料 12月分	⑨	
11月27日	11-6		9,498	796,281	固定電話・インターネット使用料 10月分	⑨	
11月27日	11-7		4,000	792,281	事務所 電気代 10月分	⑨	
11月27日	11-8		2,845	789,436	楽天モバイル 9月分	⑨	
11月27日	11-9		2,467	786,969	事務所 水道代	⑨	
11月27日	11-10		2,145	784,824	Amazon 書籍 ・税という社会の仕組み ・税と社会保障：少子化対策の財源はどうあるべきか	⑥	
11月27日	11-11		902	783,922	Amazon 書籍 ・これが答えだ！少子化問題	⑥	
月計		0	254,457	783,922			
累計		2,670,000	1,886,078	783,922			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				783,922	前月繰越		
12月1日	12-1		46,479	737,443	11月分 █████ 給料	⑧	
12月2日	12-2		64,539	672,904	11月分 █████ 給料	⑧	
12月8日	12-3		3,080	669,824	事務所ごみ処理代 11月分	⑨	
12月10日	12-4		176	669,648	セリア 便箋・白封筒	⑨	
12月25日	12-5		64,000	605,648	事務所賃貸料 1月分	⑨	
12月29日	12-6		9,074	596,574	固定電話・インターネット使用料 11月分	⑨	
12月29日	12-7		3,653	592,921	事務所 電気代 11月分	⑨	
12月29日	12-8		2,625	590,296	楽天モバイル 10月分	⑨	
12月29日	12-9		317	589,979	Amazon 象印マホービン ポット内容器洗浄用クエン酸	⑨	
12月29日	12-10		885	589,094	Amazon サントリー ベルレス水2ℓ×9本	⑨	
12月29日	12-11		976	588,118	Amazon キリン ラベルレス水2ℓ×9本	⑨	
12月29日	12-12		1,742	586,376	Amazon マーナほうきちりとりセット	⑨	
12月29日	12-13		1,238	585,138	Amazon 高橋手帳2026年ウィークリーデスクダイアリー	⑨	
12月29日	12-14		5,440	579,698	Amazon エプソン純正インクカートリッジ4色パック	⑨	
月計		0	204,224	579,698			
累計		2,670,000	2,090,302	579,698			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				579,698	前月繰越		
1月3日	1-1		75,944	503,754	12月分 █████ 給料	⑧	
1月3日	1-2		65,045	438,709	12月分 █████ 給料	⑧	
1月8日	1-3		3,080	435,629	事務所ごみ処理代 12月分	⑨	
1月9日		900,000		1,335,629	政務活動費 受け入れ1月～3月分		
1月23日	1-4		64,000	1,271,629	事務所賃貸料 2月分	⑨	
1月23日	1-5		5,347	1,266,282	書籍・富裕層の法務・弁護士不足	⑥	
1月27日	1-6		8,982	1,257,300	固定電話・インターネット使用料 12月分	⑨	
1月27日	1-7		4,571	1,252,729	事務所 電気代 12月分	⑨	
1月27日	1-8		2,625	1,250,104	楽天モバイル 11月分	⑨	
1月27日	1-9		3,258	1,246,846	Amazon USB-C充電ケーブル	⑨	
1月27日	1-10		1,012	1,245,834	Amazon 書籍「東大卒」の研究 ーデータからみる学歴エリート	⑥	
1月27日	1-11		1,001	1,244,833	Amazon バルサン ワンプッシュ霧タイプ×2個	⑨	
1月27日	1-12		796	1,244,037	Amazon AGF 新茶人 【お茶スティック】	⑨	
1月27日	1-13		2,390	1,241,647	事務所 水道代	⑨	
月計		900,000	238,051	1,241,647			
累計		3,570,000	2,328,353	1,241,647			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費○期分受入れ、○月分事

- 2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				1,241,647	前月繰越		
2月3日	2-1		79,420	1,162,227	1月分 ██████████ 給料	⑧	
2月3日	2-2		65,988	1,096,239	1月分 ██████████ 給料	⑧	
2月9日	2-3		3,080	1,093,159	事務所ごみ処理代 1月分	⑨	
2月25日	2-4		64,000	1,029,159	事務所賃貸料 3月分	⑨	
2月27日	2-5		8,980	1,020,179	固定電話・インターネット使用料 1月分	⑨	
2月27日	2-6		4,698	1,015,481	事務所 電気代 1月分	⑨	
2月27日	2-7		2,625	1,012,856	楽天モバイル 12月分	⑨	
2月27日	2-8		9,652	1,003,204	アスクル トイレットペーパー/ファブリーズ本体/修正テープ/紙コッ プ/コピー用紙A4/ドトールポーションコーヒャー/キリンビバ レッジ2L(1箱9本入り)/EPSONインクカートリッジ ブラック/ 伊藤園265ml(1箱30本入り)	⑨	
2月27日	2-9		2,784	1,000,420	ノートンセキュリティ更新	⑨	
月計		0	241,227	1,000,420			
累計		3,570,000	2,569,580	1,000,420			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,000,420	前月繰越		
3月2日	3-1		63,596	936,824	2月分 █████ 給料	⑧	
3月2日	3-2		52,732	884,092	2月分 █████ 給料	⑧	
3月2日	3-3		7,071	877,021	ラクスル:チラシA4片面モノクロ1,000部	⑦	
3月9日	3-4		3,080	873,941	事務所ごみ処理代 2月分	⑨	
3月22日	3-5		228,800	645,141	Surface Pro 13インチ Snapdragon X Plus 16GB 512GB サファイア EP2-19226 + Surface Pro キーボードサファイア 8X6-00209	⑨	
3月25日	3-6		64,000	581,141	事務所賃貸料 4月分	⑨	
3月26日	3-7		4,384	576,757	Surface モバイル マウス KGY-00047	⑨	
3月27日	3-8		1,980	574,777	書籍: CFO思考 日本企業最大の「欠落」とその処方箋	⑥	
3月27日	3-9		4,950	569,827	書籍: 中央銀行: セントラルバンカーの経験した39年	⑥	
3月27日	3-10		9,093	560,734	固定電話・インターネット使用料 2月分	⑨	
3月27日	3-11		6,128	554,606	事務所 電気代 2月分	⑨	
3月27日	3-12		3,452	551,154	楽天モバイル 1月分	⑨	
3月27日	3-13		2,467	548,687	事務所 水道代	⑨	
3月27日	3-14		424	548,263	アスクル: ゴミ袋	⑨	
3月27日	3-15		11,308	536,955	アスクル: 天然水 ラベルレス 2L 1箱。・ティッシュペーパー・ジェームズマーティン・トイレの消臭剤・置き型ファブリーズ・FAX用インク KX-FAN190・インクカートリッジ 4色パック・ペーパータオル・紙コップ (50個入り)・パイプ式ファイルA4	⑨	
3月31日	3-16		7,392	529,563	ラクスル: チラシA4片面モノクロ500部	⑦	
3月31日	3-17		231,856	297,707	ラクスル: 折りパンフレット両面カラー50,000部	⑦	
月計		0	702,713	297,707			
累計		3,570,000	3,272,293	297,707			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する(政務活動費○期分受入れ、○月分事

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2024年10月1日 ~ 2025年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18時間 / 週 (1日6時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,250円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 14.4時間 (週勤務時間数) 18時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしないことを条件とする。		
備考			



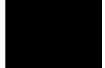
※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所	〒 堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2024年10月1日から2025年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前9時から午後3時 (休憩時間：なし)	
休 日	週3日 (休日：土曜・日曜・祝日)	
給与(賃金)	時給 1,250 円	
給与支払	月末締め翌月5日払い	
給与振込先	みずほ銀行(店番：467) 口座番号：	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和6年9月30日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者  </p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2025年4月1日 ～ 2025年9月30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18時間 / 週 (1日6時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,250円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 14.4時間 (週勤務時間数) 18時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしないことを条件とする。		
備考			




※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所	〒 堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年4月1日から2025年9月30日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前9時から午後3時 (休憩時間：なし)	
休 日	週3日 (休日：土曜・日曜・祝日)	
給与(賃金)	時給1,250円	
給与支払	月末締め翌月5日払い	
給与振込先	みずほ銀行(店番：467) 口座番号：	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月31日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者  </p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2025年10月1日 ~ 2026年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18時間 / 週 (1日6時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,310円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 14.4時間 (週勤務時間数) 18時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	〒 堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年10月1日から2026年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前9時から午後3時 (休憩時間：なし)	
休 日	週3日 (休日：土曜・日曜・祝日)	
給与(賃金)	時給 1,310 円	
給与支払	月末締め翌月5日払い	
給与振込先	みずほ銀行(店番：467) 口座番号： XXXXXXXXXX	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年9月30日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX</p>		

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	〒 堺市	TEL [Redacted]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2026年4月1日から2026年9月30日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前9時から午後3時 (休憩時間：なし)	
休 日	週3日 (休日：土曜・日曜・祝日)	
給与(賃金)	時給1,310円	
給与支払	月末締め翌月5日払い	
給与振込先	みずほ銀行(店番：467) 口座番号： [Redacted]	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和8年3月31日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 [Redacted]</p> <p style="text-align: center;">被雇用者 [Redacted]</p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2026年4月1日 ~ 2026年9月30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18時間 / 週 (1日6時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,310円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 14.4時間 (週勤務時間数) 18時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

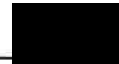
※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	09:00	14:01	05:01		
4	火					
5	水	09:00	15:00	06:00		
6	木	09:00	14:03	05:03		
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木	09:00	14:04	05:04		
14	金	09:00	15:00	06:00		
15	土					
16	日					
17	月	09:00	14:02	05:02		
18	火	09:00	15:00	06:00		
19	水					
20	木					
21	金	09:00	15:00	06:00		
22	土					
23	日					
24	月	09:00	14:14	05:14		
25	火					
26	水	09:00	13:01	04:01		
27	木	09:00	20:44	07:50		休憩14:36~18:30
28	金					
29	土					
30	日					
31	月					
合計				61:15	0:00	
出勤日数				11		

時間給	¥	76,563
交通費	¥	-
計	¥	76,563

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火					
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火	09:00	15:00	06:00		
9	水	09:00	11:03	02:03		
10	木					
11	金	09:00	15:00	06:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:00	11:13	02:13		
15	火					
16	水					
17	木	09:00	14:01	05:01		
18	金					
19	土					
20	日					
21	月	09:00	14:01	05:01		
22	火					
23	水	09:00	15:00	06:00		
24	木	09:00	14:08	05:08		
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水	09:00	15:00	06:00		
合計				43:26	0:00	
出勤日数						9

時間給	¥	54,292
交通費	¥	
計	¥	54,292

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	09:00	14:01	05:01		
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水	09:00	15:00	06:00		
8	木	09:00	14:02	05:02		
9	金					
10	土					
11	日					
12	月	09:00	14:08	05:08		
13	火					
14	水	09:00	15:00	06:00		
15	木	09:00	14:03	05:03		
16	金					
17	土					
18	日					
19	月	09:00	14:01	05:01		
20	火					
21	水					
22	木	09:00	14:01	05:01		
23	金	09:00	14:01	05:01		
24	土					
25	日					
26	月	09:00	14:02	05:02		
27	火	09:00	15:00	06:00		
28	水					
29	木	09:00	14:01	05:01		
30	金					
31	土					
合計				63:20	0:00	
出勤日数				12		

時間給	¥	79,167
交通費	¥	-
計	¥	79,167

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:00	14:03	05:03		
3	火	09:00	15:00	06:00		
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月	09:00	14:01	05:01		
10	火					
11	水	09:00	15:00	06:00		
12	木	09:00	14:02	05:02		
13	金					
14	土					
15	日					
16	月	09:00	14:01	05:01		
17	火					
18	水	09:00	15:00	06:00		
19	木	09:00	14:11	05:11		
20	金					
21	土					
22	日					
23	月	09:00	14:02	05:02		
24	火					
25	水	09:00	15:00	06:00		
26	木	09:00	14:04	05:04		
27	金					
28	土					
29	日					
30	月	09:00	15:00	06:00		
合計				65:24	0:00	
出勤日数				12		

時間給	¥	81,750
交通費	¥	-
計	¥	81,750

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	13:05	04:05		
2	水					
3	木	09:00	15:00	06:00		
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	09:00	14:07	05:07		
8	火					
9	水					
10	木					
11	金	09:00	15:00	06:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:00	14:07	05:07		
15	火	09:00	15:00	06:00		
16	水	09:00	15:00	06:00		
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火	09:00	15:00	06:00		
23	水	09:00	15:00	06:00		
24	木	09:00	15:00	06:00		
25	金					
26	土					
27	日					
28	月	09:00	14:15	05:15		
29	火	09:00	15:00	06:00		
30	水					
31	木					
合計				67:34	0:00	
出勤日数						12

時間給	¥	84,458
交通費	¥	-
計	¥	84,458

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	11:15	16:01	04:46		
2	土					
3	日					
4	月	09:00	14:09	05:09		
5	火					
6	水	12:00	15:40	03:40		
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月	10:12	14:45	04:33		
19	火	09:00	15:00	06:00		
20	水	09:00	15:00	06:00		
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月	09:00	14:05	05:05		
26	火					
27	水	09:00	15:00	06:00		
28	木	09:00	14:15	05:15		
29	金					
30	土					
31	日					
合計				46:28	0:00	
出勤日数				9		

時間給	¥	58,083
交通費	¥	-
計	¥	58,083

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:00	14:03	05:03		
2	火					
3	水	09:00	15:00	06:00		
4	木	09:00	14:06	05:06		
5	金					
6	土					
7	日					
8	月	09:00	14:08	05:08		
9	火	09:00	15:00	06:00		
10	水					
11	木	09:00	14:04	05:04		
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	09:00	15:00	06:00		
18	木	09:00	14:09	05:09		
19	金	09:00	15:00	06:00		
20	土					
21	日					
22	月	09:00	14:07	05:07		
23	火					
24	水	09:00	15:00	06:00		
25	木					
26	金	09:00	15:00	06:00		
27	土	13:00	15:52	02:52		
28	日					
29	月	09:00	14:01	05:01		
30	火					
合計				74:30	0:00	
出勤日数				14		

時間給	¥	93,125
交通費	¥	-
計	¥	93,125

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:00	15:00	06:00		
2	木	09:00	14:08	05:08		
3	金					
4	土					
5	日					
6	月	09:00	14:01	05:01		
7	火					
8	水					
9	木	09:00	14:07	05:07		
10	金	09:00	15:00	06:00		
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水	09:00	15:00	06:00		
16	木	09:00	14:04	05:04		
17	金	09:00	15:00	06:00		
18	土					
19	日					
20	月	09:00	14:02	05:02		
21	火					
22	水					
23	木					
24	金	09:00	14:43	05:43		
25	土					
26	日					
27	月	09:00	14:09	05:09		
28	火	09:00	15:00	06:00		
29	水	09:00	15:00	06:00		
30	木					
31	金					
合計				72:14	0:00	
出勤日数				13		

時間給	¥	94,626
交通費	¥	-
計	¥	94,626

雇用者確認欄
(署名又は押印)
井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水	09:00	15:00	06:00		
6	木					
7	金	09:00	15:00	06:00		
8	土					
9	日					
10	月	09:00	15:00	06:00		
11	火	09:00	15:00	06:00		
12	水					
13	木	09:00	14:23	05:23		
14	金					
15	土					
16	日					
17	月	09:00	14:05	05:05		
18	火					
19	水					
20	木	09:00	14:01	05:01		
21	金	09:00	14:02	05:02		
22	土					
23	日					
24	月					
25	火	09:00	15:00	06:00		
26	水					
27	木	09:00	14:04	05:04		
28	金	09:00	15:00	06:00		
29	土					
30	日					
合計				61:35	0:00	
出勤日数				11		

時間給	¥	80,674
交通費	¥	-
計	¥	80,674

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:00	14:03	05:03		
2	火	09:00	15:00	06:00		
3	水			00:00		
4	木	09:00	14:02	05:02		
5	金			00:00		
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月			00:00		
9	火	09:00	15:00	06:00		
10	水	09:00	15:00	06:00		
11	木			00:00		
12	金	09:00	15:00	06:00		
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月	09:00	14:05	05:05		
16	火			00:00		
17	水	09:00	15:00	06:00		
18	木	09:00	14:06	05:06		
19	金			00:00		
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月	09:00	14:31	05:31		
23	火			00:00		
24	水			00:00		
25	木	12:45	16:01	03:16		
26	金	12:30	15:31	03:01		
27	土			00:00		
28	日			00:00		
29	月			00:00		
30	火			00:00		
31	水					
合計				62:04	0:00	
出勤日数				12		

時間給	¥	81,307
交通費	¥	-
計	¥	81,307

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井 関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月	09:00	14:39	05:39		
6	火					
7	水	09:00	15:00	06:00		
8	木					
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火	09:00	15:00	06:00		
14	水					
15	木	09:00	14:08	05:08		
16	金	09:00	15:00	06:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:00	18:23	08:23		休憩60分
20	火	09:00	15:00	06:00		
21	水					
22	木	09:00	14:57	05:57		
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木	09:00	14:09	05:09		
30	金	09:00	15:00	06:00		
31	土	13:00	15:42	02:42		
合計				62:58	0:00	
出勤日数				11		

時間給	¥	82,486
交通費	¥	-
計	¥	82,486

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

氏名	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2024年10月1日 ～ 2025年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18時間 / 週 (1日6時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,250円	
職務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 14.4時間 (週勤務時間数) 18時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			




※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	〒 堺市	TEL [redacted]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2024年10月1日から2025年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前9時から午後3時 (休憩時間：なし)	
休 日	週3日(休日：土曜・日曜・祝日)	
給与(賃金)	時給1,250円	
給与支払	月末締め翌月5日払い	
給与振込先	ゆうちょ銀行 四一八支店 普通 [redacted]	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和6年9月30日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者  </p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2025年4月1日 ～ 2025年9月30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18時間 / 週 (1日6時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,250円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 14.4時間 (週勤務時間数) 18時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年4月1日から2025年9月30日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前9時から午後3時 (休憩時間：なし)	
休 日	週3日 (休日：土曜・日曜・祝日)	
給与(賃金)	時給1,250円	
給与支払	月末締め翌月5日払い	
給与振込先	ゆうちょ銀行 四一八支店 普通 [REDACTED]	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月31日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] [REDACTED]</p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 堺市		
雇用期間 (雇用開始日)	2025年10月1日 ~ 2026年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18時間 / 週 (1日6時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,310円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> 活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 14.4時間 (週勤務時間数) 18時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			




※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率


職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所	〒 堺市	TEL.
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年10月1日から2026年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前9時から午後3時 (休憩時間：なし)	
休 日	週3日 (休日：土曜・日曜・祝日)	
給与(賃金)	時給1,310円	
給与支払	月末締め翌月5日払い	
給与振込先	ゆうちょ銀行 四一八支店 普通	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年9月30日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者  </p>		

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	〒 堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2026 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時から午後 3 時 (休憩時間：なし)	
休 日	週 3 日 (休日：土曜・日曜・祝日)	
給与 (賃金)	時給 1,310 円	
給与支払	月末締め翌月 5 日払い	
給与振込先	ゆうちょ銀行 四一八支店 普通 	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和 8 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 </p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 堺市		
雇用期間 (雇用開始日)	2026年4月1日 ～ 2026年9月30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	18時間 / 週 (1日6時間×3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,310円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> 活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 14.4時間 (週勤務時間数) 18時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火	09:00	15:00	06:00		
5	水					
6	木	09:00	15:00	06:00		
7	金	09:00	15:00	06:00		
8	土					
9	日					
10	月	09:00	15:00	06:00		
11	火	09:00	15:00	06:00		
12	水	09:00	15:00	06:00		
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火	09:00	15:00	06:00		
19	水					
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火	09:00	15:00	06:00		
26	水	09:00	15:00	06:00		
27	木					
28	金	09:00	15:00	06:00		
29	土					
30	日					
31	月	09:00	15:57	06:12		休憩45分
合計				66:12	0:00	
出勤日数				11		

時間給	¥	82,750
交通費	¥	-
計	¥	82,750

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火					
2	水	09:00	15:00	06:00		
3	木	09:00	15:00	06:00		
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	09:00	15:00	06:00		
8	火					
9	水					
10	木	09:00	15:00	06:00		
11	金	09:00	15:00	06:00		
12	土					
13	日					
14	月					
15	火	09:00	15:00	06:00		
16	水	09:00	13:17	04:17		
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火	09:00	15:00	06:00		
23	水	09:00	15:00	06:00		
24	木					
25	金	09:00	15:00	06:00		
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					
合計				58:17	0:00	
出勤日数				10		

時間給	¥	72,854
交通費	¥	-
計	¥	72,854

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:00	15:00	06:00		
2	金	09:00	15:00	06:00		
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木					
9	金	09:00	15:00	06:00		
10	土					
11	日					
12	月					
13	火	09:00	15:00	06:00		
14	水	09:00	15:57	06:12		休憩45分
15	木					
16	金	09:00	15:00	06:00		
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水	09:00	15:00	06:00		
22	木	09:00	15:00	06:00		
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火	09:00	15:00	06:00		
28	水	09:00	15:00	06:00		
29	木					
30	金	09:00	15:00	06:00		
合計				66:12	0:00	
出勤日数				11		

時間給	¥	82,750
交通費	¥	-
計	¥	82,750

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	09:00	15:00	06:00		
4	水	09:00	15:00	06:00		
5	木					
6	金	09:00	15:00	06:00		
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:00	15:00	06:00		
11	水					
12	木	09:00	15:00	06:00		
13	金	09:00	15:00	06:00		
14	土					
15	日					
16	月					
17	火	09:00	15:00	06:00		
18	水	09:00	15:00	06:00		
19	木	09:00	16:02	06:17		休憩45分
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火	09:00	15:00	06:00		
25	水					
26	木	09:00	15:00	06:00		
27	金	09:00	15:00	06:00		
28	土					
29	日					
30	月					
合計				72:17	0:00	
出勤日数				12		

時間給	¥	90,354
交通費	¥	-
計	¥	90,354

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

出勤簿 (2025 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火					
2	水	09:00	15:00	06:00		
3	木					
4	金	09:00	15:00	06:00		
5	土					
6	日					
7	月					
8	火	09:00	15:00	06:00		
9	水	09:00	15:00	06:00		
10	木	09:00	15:55	06:10		休憩45分
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火	09:00	15:00	06:00		
16	水					
17	木	09:00	15:00	06:00		
18	金	09:00	15:00	06:00		
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	09:00	15:00	06:00		
24	木	09:00	15:00	06:00		
25	金	09:00	15:59	06:14		休憩45分
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					
31	水	09:00	15:00	06:00		
合計				72:24	0:00	
出勤日数				12		

時間給	¥	90,500
交通費	¥	-
計	¥	90,500

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火	09:00	15:00	06:00		
6	水					
7	木	09:00	16:11	06:26		休憩45分
8	金	09:00	15:00	06:00		
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火	09:00	15:00	06:00		
20	水					
21	木	09:00	15:00	06:00		
22	金	09:00	15:00	06:00		
23	土					
24	日					
25	月					
26	火	09:00	15:00	06:00		
27	水	09:00	15:00	06:00		
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					

合計			48:26	0:00
出勤日数			8	

時間給	¥	60,542
交通費	¥	-
計	¥	60,542

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水	09:00	15:00	06:00		
4	木	09:00	15:00	06:00		
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火	09:00	15:00	06:00		
10	水	09:00	15:00	06:00		
11	木					
12	金	09:00	15:00	06:00		
13	土					
14	日					
15	月					
16	火	09:00	15:00	06:00		
17	水	09:00	15:00	06:00		
18	木	09:00	15:00	06:00		
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水					
25	木	09:00	15:00	06:00		
26	金	09:00	15:00	06:00		
27	土	13:00	16:04	03:04		
28	日					
29	月					
30	火	09:00	15:00	06:00		
合計				69:04	0:00	
出勤日数				12		

時間給	¥	86,333
交通費	¥	-
計	¥	86,333

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井 関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水					
2	木	09:00	15:00	06:00		
3	金	09:00	15:00	06:00		
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	09:00	15:00	06:00		
8	水	09:00	16:12	06:27		休憩45分
9	木					
10	金	09:00	15:00	06:00		
11	土					
12	日					
13	月					
14	火	09:00	15:00	06:00		
15	水					
16	木	09:00	15:00	06:00		
17	金	09:00	15:00	06:00		
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	09:00	15:00	06:00		
22	水	09:00	15:00	06:00		
23	木	09:00	16:10	06:25		休憩45分
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水	09:00	15:00	06:00		
30	木	09:00	15:00	06:00		
	金	09:00	15:00	06:00		
合計				84:52	0:00	
出勤日数				14		

時間給	¥	111,175
交通費	¥	-
計	¥	111,175

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火	09:00	15:00	06:00		
5	水					
6	木					
7	金	09:00	15:00	06:00		
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	09:00	15:00	06:00		
12	水	09:00	15:00	06:00		
13	木					
14	金	09:00	11:21	02:21		
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水					
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火	09:00	15:00	06:00		
26	水	09:00	15:00	06:00		
27	木					
28	金	09:00	15:00	06:00		
29	土					
30	日					
	金					
合計				44:21	0:00	
出勤日数				8		

時間給	¥	58,099
交通費	¥	-
計	¥	58,099

雇用者確認欄
(署名又は押印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火	09:00	15:00	06:00		
3	水	09:00	15:00	06:00		
4	木					
5	金	09:00	15:00	06:00		
6	土					
7	日					
8	月	09:00	15:00	06:00		
9	火					
10	水	09:00	15:00	06:00		
11	木	09:00	15:00	06:00		
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火	09:00	15:00	06:00		
17	水	09:00	16:13	06:28		休憩45分
18	木	09:00	15:00	06:00		
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火	09:00	15:00	06:00		
24	水	09:00	15:00	06:00		
25	木					
26	金	09:00	15:00	06:00		
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					
合計				72:28	0:00	
出勤日数				12		

時間給	¥	94,931
交通費	¥	-
計	¥	94,931

雇用者確認欄
(署名又は押印)
井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火	09:00	15:00	06:00		
7	水					
8	木	09:00	15:00	06:00		
9	金	09:00	15:00	06:00		
10	土					
11	日					
12	月					
13	火	09:00	15:00	06:00		
14	水	09:00	15:00	06:00		
15	木					
16	金	09:00	15:00	06:00		
17	土					
18	日					
19	月					
20	火	09:00	15:00	06:00		
21	水	09:00	15:00	06:00		
22	木					
23	金	09:00	15:00	06:00		
24	土					
25	日					
26	月					
27	火	09:00	15:00	06:00		
28	水	09:00	15:00	06:00		
29	木	09:00	15:00	06:00		
30	金					
31	土	13:00	16:47	03:47		
合計				75:47	0:00	
出勤日数				13		

時間給	¥	99,276
交通費	¥	-
計	¥	99,276

雇用者確認欄
(署名又は捺印)

井関

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水	09:00	15:00	06:00		
5	木	09:00	15:00	06:00		
6	金	09:00	16:00	06:15		休憩45分
7	土					
8	日					
9	月	09:00	15:00	06:00		
10	火	09:00	16:11	06:26		休憩45分
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火	09:00	15:00	06:00		
18	水	09:00	15:00	06:00		
19	木					
20	金	09:00	15:00	06:00		
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水	09:00	15:00	06:00		
26	木					
27	金	09:00	15:00	06:00		
28	土					
				60:41	0:00	
出勤日数				10		

時間給	¥	79,495
交通費	¥	-
計	¥	79,495

雇用者確認欄
(署名又は押印)
井関

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

管理責任者 (議員名)	井関 貴史		
事務所名	井関貴史事務所		
所在地	〒 590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 TEL 072 (222) 3022		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 氏)
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	約 69 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 64,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 120 時間のうち 96 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 80% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (廃棄物収集)・・・ 80%	
	駐車場 賃借料	無	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

P
S
連



建物賃貸借契約書

貸主 日本フィナンシャルマネジメント株式会社を甲とし、借主 井関貴史事務所(井関貴史)を乙とし、次のとおり建物賃貸借契約書(以下、「本契約」という。)を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24	住居表示	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24
家屋番号		建物種類	木造連棟2階建て
構造	木造2階建て	床面積	1階2階 約21坪
間取り	1階ワンフロア(トイレ付)2階ワンフロア(トイレ付)		
付属設備	現状有姿とする	付属施設	現状有姿とする
特記事項	契約期間は2年間とする。 内装工事は契約者負担とする。退去時は現状有姿とする。		

(2) 賃貸借契約期間

始期 令和4年4月1日 より 終期 令和6年3月31日まで 2年間とする。

(3) 賃料、共益費

	金額	共益費	振込の場合
賃料税込	月額 80,000円	無し	池田泉州銀行 新金岡支店 普通 〇〇〇〇〇〇 日本フィナンシャルマネジメント株式会社 (ニホンフィナンシャルマネジメントカブシキガイシャ)
水道代	実費		

(4) 保証金

礼金	〇	解約引き	〇
----	---	------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所	大阪府堺市堺区市之町東5-2-14
	氏名	日本フィナンシャルマネジメント株式会社
管理人	住所	大阪府堺市堺区市之町東5-2-14
	氏名	日本フィナンシャルマネジメント株式会社

(6) 入居者

入居者	氏名	職業(勤務先・通学先など)	続柄	年齢
	井関貴史事務所			
	(井関貴史)			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	〇〇〇〇〇〇	年齢	
	氏名	〇〇〇〇〇〇		

II. 契約条項

第1条 (目的及び用途)

1. 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを貸借することを約する。
2. 乙は、本物件を事務所として貸借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借期間)

1. 賃貸借期間は標記のとおりとする。但し、期間満了までに双方異議のない場合は1年間の自動更新とし、その後も同様とする。

第3条 (賃料等)

1. 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに翌月分を乙は甲の指定する金融機関口座に振り込みにより支払うこととする。但し、振込にかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

第4条 (保証金)

1. 本契約につき、保証金は標記のとおりとする。

第5条 (本物件の造作等)

1. 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは、周辺の第三者に損害・迷惑などを及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは、直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは、乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

第6条 (設備・造作等の変更)

1. 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。
 - (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または、模様替え
 - (2) 電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更など
 - (3) 本物件の外面 (出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む) での商号、商標、その他の表示
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

第7条 (修理等)

1. 本物件の主要構造部の維持保全に必要な処理は甲の負担とし、本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理および厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備の修理は、乙の負担において行う。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
3. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾をえなければならない。

第8条 (免責)

1. 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または、乙の損害について、甲または乙は互にその責を負わないものとする。

第9条 (遵守事項)

1. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣移住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

第10条 (乙の届出義務)

1. 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。
 - (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
 - (2) 乙または連帯保証人が、禁治産、準禁治産の宣告を受けた時、または連帯保証人が破産し

たとき

- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

第11条 (許可が必要な事項)

1. 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
 - (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
 - (2) 第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき

第12条 (禁止事項)

1. 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
 - (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
 - (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
 - (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること

第13条 (第三者同居の禁止)

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三次の名義を表示してはならない。

第14条 (立ち入り点検)

1. 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる
2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする
3. 前二項場合、乙は甲の措置に協力しなければならない

第15条 (契約の解除)

1. 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反した時
- (2) 第3条の賃料の支払を2ヶ月以上滞納した時
- (3) 第11条(許可が必要な事項)のいずれか一に違反したとき
- (4) 第12条(禁止事項)のいずれか一に違反したとき
- (5) 第13条(第三者同居の禁止)の規定に違反したとき
- (6) 反社会的集団(暴力団、暴走族、過激な政治団体等)の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- (7) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

第16条(契約の終了)

1. 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。
 - (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
 - (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第17条(契約解約)

1. 甲または乙は、本契約を解除しようとするときは、甲については6ヵ月、乙については2ヵ月以上の猶予をもってそれぞれ相手方に書面で予告しなければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の2ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。

第18条(明渡し)

1. 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について甲にその買取りを請求することはできない。
3. 乙は、明渡しに際し、移転料、立ち退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
4. 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

第19条(連帯保証人)

1. 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連携して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには甲の認める他の連

帯保証人を付すものとする。

第20条(雑則)

1. 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

第21条(消費税)

1. 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの10%相当額を負担するものとする。

第22条(協議事項)

1. 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記各項承諾のうえ確実に履行することを誓約し、連帯保証人及び各自署名捺印して建物賃貸借契約書とする。本証書を二通作成し、各々一通を保有するものとする。

令和4年4月1日

貸貸人(甲)及び管理者

住 所: 大阪府堺市堺区市之町東5-2-14

氏 名: 日本フィナンシャルマネジメント株式会社

代表取締役 坂本 勝

電話番号: 072-225-0909

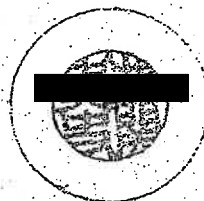


賃借人(乙)

住 所: 堺市

氏 名: 井関 貴史

電話番号:

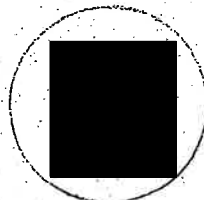


連帯保証人

住 所: 堺市

氏 名:

電話番号:



所有者変更のお知らせ

令和5年1月吉日

賃借人各位 様

前略、貴殿益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本物件の運営管理にご理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本物件は、今般不動産売買に基づき所有権が移転されました。

従いまして、所有者日本フィナンシャルマネジメント株式会社から賃貸借にかかる一切の権利を
[REDACTED] が継承します。

尚、貴殿との賃貸借契約は、引き続き同一の賃貸借条件にて新所有者に継承されることとなりますが、賃料等の支払いについては令和5年3月分より下記口座にお振込下さるようお願い申し上げます。

旧所有者 堺市堺区市之町東5丁2番14号
日本フィナンシャルマネジメント株式会社
代表取締役 坂本 勝



新所有者

高石 亨 [REDACTED]

連絡先

TEL :

FAX :

自宅 [REDACTED]

令和5年 月分家賃より

新振込先

銀行名

大阪信用金庫

支店名

和泉支店

預金種類

普通

口座番号

名義人

※振込手数料は賃借人負担にてお願いいたします。

この書類は重要ですので、賃貸借契約書と一緒に保管しておいてください。

一般廃棄物収集運搬委託契約書

井 関 貴 史 事 務 所

堺市北区東浅香山町1丁49番地
泉都興業株式会社
TEL 072 (255) 2277
FAX 072 (255) 2279



一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者である井関貴史事務所（以下「甲」という。）及び一般廃棄物収集運搬業者である泉都興業株式会社（以下「乙」という。）は、一般廃棄物の収集運搬に関して次の通り契約を締結します。

第1条（目的）

本契約は、一般廃棄物の収集運搬の委託に関し、甲が乙に委託する本委託業務（第2条に定義される。）の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的とします。

第2条（本委託業務の内容）

1. 乙は、甲がその事業より排出する一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定される「一般廃棄物」のうち、同第3項に規定される「特別管理一般廃棄物」を除いたものをいい、以下「本件廃棄物」という。）の収集運搬をします。
2. 乙は、以下のとおり、本件廃棄物の収集運搬を行います。
収集場所：堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所
収集日：原則として、火曜日、金曜日の毎週2回。
ただし、1月1日から1月3日までを除く。
収集量の目安：御見積書に準ずる。（1回の収集当たり36リットル×1個）
運搬先：クリーンセンター東工場 第一工場／クリーンセンター東工場 第二工場／
クリーンセンター臨海工場のうち堺市が指定する清掃工場

第3条（本委託業務の報酬）

甲は、1ヶ月あたりの本委託業務の報酬として、乙に対し、金3,500円（消費税別）を毎月末締め翌月支払いとします。

甲の指定する金融機関口座自動振替(8日)により支払うこととします。

第4条（乙の履行上の義務）

乙は、関係法令を遵守し、本委託業務を丁寧に遂行するものとします。

第5条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関し、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしません。

第6条（通常外作業）

第2条第2項に規定する収集日以外の日に収集する場合、又は第2条第2項に規定する収集日に複数回の本件廃棄物の収集運搬（以下「通常外作業」という。）を要する場合には、甲は、乙に対し、事前に通知し、かつ通常外作業にかかる報酬を協議して決定し、第3条の報酬に加算して支払うこととします。

第7条 (内容の変更)

1. 甲及び乙は、本契約の内容を変更する場合には、協議の上、書面にて変更するものとします。
2. 収集量の実績が、第2条第2項に規定する収集量の目安と著しく差がある場合には、甲及び乙は、本契約の内容に関し協議するものとします。この協議により本契約の内容を変更する場合には、第1項の規定に従うものとします。

第8条 (本契約の終了原因・解除)

1. 本契約は、第2条第2項に規定する収集場所が、乙が一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた市町村長の管轄する区域外に変更された場合、又は、乙の一般廃棄物収集運搬業者の許可が取り消され、失効し、若しくは、乙が事業停止処分を受けた場合等、本委託業務の遂行が客観的に不能となった場合、何らの意思表示を要することなく、当然に終了します。
2. 甲又は乙は、相手方に著しい契約違反があった場合又は相手方の重過失により損害を被った場合その他甲乙間の信頼関係が破壊されたと認められる場合には、事前に相手方に通知することなく本契約を解除できます。

第9条 (契約期間)

本契約の契約期間は、2019年11月1日から2020年10月31日までの1年間とし、当該契約期間(当該契約期間が更新された場合には、更新後の契約期間)満了の2ヶ月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更に1年間自動的に更新されたものとし、その後も同様とします。

第10条 (暴力団等排除条項)

1. 甲は、乙に対し、現在及び将来において、自ら又はその代表者、役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号の一にも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)
 - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの。
 - (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、次項各号の一にでも該当する行為を行うもの。
2. 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲が第1項の表明保証に違反した場合又は第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、乙は何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、又は解除すること（以下本条において総称して「解除等」という。）ができる。
4. 前項による解除等の場合、乙は甲に損害が生じても何らこれを賠償若しくは補償することを要せず、また、かかる解除等により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

本契約の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、甲乙各1通を保管します。

2019年10月21日

〒590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24

甲 住 所： 堺市議会議員

事業所名： 井 関 貴 史

代表者名： TEL072-222-3022 FAX072-206-2174

乙 住 所： 堺市北区東浅香山町1丁49番地

事業所名： 泉 都 興 業 株 式 会 社

代表者名： 代表取締役 関 口 謙 治

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 井関貴史

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2023. 5. 29	Microsoft Surface Pro9	パソコン	158,180 円	126,544 円 (按分率 80%)	5 年	2028. 5. 28	
2023. 6. 22	Panasonic TIMO S	電動自転 車	154,790 円	123,832 円 (按分率 80%)	5 年	2028. 6. 22	
2023. 11. 22	iPhone 15 pro Max 512 GB	携帯電話	271,380 円	217,104 円 (按分率 80%)	5 年	2028. 11. 21	
2026. 3. 22	Surface Pro 13 インチ Snapdragon X Plus 16GB 512GB サファイア EP2- 19226 + Surface Pro キーボードサフ アリア 8X6-00209	パソコン	286,000 円	228,800 円 (按分率 80%)	5 年	2031. 3. 21	
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。